

WUSV における繁殖展覧会開催に関する 総合ガイドライン

草案 2018 年 5 月 16 日現在版

序文

繁殖展覧会はドイツシェパード犬の表現型の確認、そしてさらに可能な限り遺伝子形に関する情報を得るための必須ツールである。「展覧会評価」とは異なる評価として、個体の表現型、稟性及び使役犬能力を含む「繁殖評価」が付与される。

当指導要綱には WUSV 内繁殖展覧会の開催に当たり厳守されるべき最低条件が含まれる。

各加盟団体は繁殖展覧会を開催すべきであり、その為に独自の展覧会規定を設定、導入すべきである。

各加盟団体は可能な限り早期に、ただし遅くとも当指導要綱が有効となった日から二年以内に、相応の繁殖展覧会規定を制定すべきである。

制定される繁殖展覧会規定には、最低当指導要綱に含まれる各種規則を含む必要が有る。

独自判断と国内諸事情に応じ、更なる厳格な規則を設けるか否かは各加盟団体判断に委ねられる。

総合ガイドライン

I. 使用用語の定義

1.1. 協会・繁殖展覧会

各国内加盟団体はドイツシェパード犬バラエティー「直杖毛」及び「下毛を有する長直杖毛」を対象とする繁殖展覧会を開催する。評価は毛種に分けられた組と「繁殖グループ」で実施される。

1.2. WUSV・繁殖展覧会

繁殖展覧会開催に当たり WUSV ロゴが使用予定される場合、これら行事は適時に（開催初日の最低 8 週間前迄に）WUSV 事務局に対し書面にて開催申請が提出される必要があり、WUSV による「開催期間保護済み」である受理通知送付が必要となる。

尚、設定事務手数料が期限内に支払われない限り、開催期間保護は保障されない。

1.3. 国内ジージャー展

一加盟国内に於いて “Vorzüglich Auslese” (VA) が付与される「国内ジージャー展」は年に一度のみ開催されることが認められる。

当規定は一加盟国に於いて複数加盟団体が存在する場合も適応される。各該当加盟団体は団体間で合意の上、合意内容を WUSV 事務局に通知する必要がある。

当行事開催に当たり、1.2.にて明記されている規則が満たされる必要があり。さらに各成犬組を対象に稟性テスト実施を必須とし、可能であれば防衛作業実施を推奨する。

II. 繁殖展覧会の計画実行

1. 繁殖展覧会は公開性を有する必要がある。
2. 全 WUSV 繁殖展に於いて、稟性テスト、発砲テスト及び速歩に於ける十分な審査の実施が保障される必要がある。
3. 繁殖展覧会開催に当たり、印刷版展覧会目録の作成が必須となる。目録には出陳予定全犬の犬名、繁殖登録番号、マイクロチップ又は耳入れ墨番号、親犬名、繁殖者名、所有者名、場合によっては管理者名が明記されなければならない。
4. 出陳申込受理及び行事目録掲載に当たり、申込犬は下記条件を満たす必要がある。
 - ・ WUSV により容認された血統書を保有すること
 - ・ 生後 12 ヶ月以上であること

- ・如何なる疾患の徴候が見られないこと
- ・直仔登録禁止処置対象犬でないこと
- ・国内団体又は WUSV 加盟団体会員の所有犬であること
- ・法律上の効力を有する行事参加禁止処置対象者の所有犬でないこと
- ・牝犬の取り扱いに付いて：妊娠 42 日目以降の出陳は認められず、授乳期間中の牝犬は、仔犬の産後 42 日目以降の出陳が認められる。

5. 審査員

WUSV 公認審査員又は国内 WUSV 加盟団体認定審査員が審査を行う必要がある。

6. クラス分け（組分け）

繁殖展に出陳する個体は毛種に応じ「直杖毛」と「下毛を有する長直杖毛」に分類、そして「クラス分け」される。複数日間開催展覧会の場合、開催初日がクラス分けの基準日となる。

- 6.1. 「若犬クラス」は、満 12 ヶ月目から 18 ヶ月未満の個体が出陳される。
- 6.2. 「未成犬クラス」は、満 18 ヶ月目から 24 ヶ月未満の個体が出陳される。
- 6.3. 「オープン・クラス」は満 24 か月目以上で、訓練資格を有しない個体を対象とする。

BH 資格保有犬を当クラスに出陳させるかの決定権は行事を主催する国内団体に帰属する。

- 6.4. 「成犬クラス」は満 24 か月目以上、訓練資格保有犬の出陳を対象とする。各成犬クラス出陳犬は SV が設定する「稟性」と「繁殖素質評価」(2019 年 1 月 1 日以降に生まれた犬を対象とする)、又は IPO/IGP-ZTP、ZAP (2020 年 1 月 1 日より)、IPO/IGP1~3、HGH、RH2 B 段階 (IPO-R 足跡追及、広域、瓦礫、雪崩捜索又は水難救助) 各規定に則り実施された試験に合格し、訓練資格を保有する必要がある。

6.5. 牧羊犬 Herdengebahrungshund (HGH)

- a) 24 ヶ月以上の犬は HGH 資格を保有する必要がある。当資格は WUSV 公認 HGH 審査員審査によって取得されたものでなければならない。

- b) 若犬又は未成犬クラス出陳犬の所有者が、羊飼い又は羊管理者として居住地管轄羊繁殖団体属性を証明可能な場合、訓練資格未取得の状態での出陳が認められる。代わりに所轄農業官庁が証明を行うことも認められる。尚、証明は年に一度新たに取得、提出される必要が有る。属性に関する確認作業は行事開催団体の義務とする。

6.6. 幼犬クラスの審査及び評価

繁殖促進を目的とした、繁殖評価が付与されない生後 9～12 ヶ月を対象とする「直仔展」の開催を可能とする。

審査は WUSV 公認繁殖審査員によってのみ実施可能とする。

最低年齢 6 ヶ月未満の出陳は禁止されている。

上記条件を満たす限り、直仔クラスの区分け方法は主催団体に委ねられる。

6.7. ベテラン・クラス

6 歳以上の出陳犬は、独自クラス（ベテラン・クラス）に出陳する機会が与えられる。

繁殖評価付与対象外とするが、順位付けは実施される。

6.8. 繁殖グループ

一繁殖グループを構成する各個体は同一毛種を有する必要が有る。

繁殖グループを構成する全個体は一グループとして担当審査員に紹介される必要が有る。繁殖者には場合によって複数の繁殖グループを出陳する権利が与えられる。

支部開催又は WUSV 繁殖展覧会に於ける繁殖グループの出陳に当たり、同一犬舎より作出され、その繁殖展に於いて全頭繁殖評価が最低 "G" 評価以上を獲得した最低 3 頭、最大 5 頭の個体から成るグループでなければならない。

「国内ジーガー展」に於ける「繁殖グループ」は「直杖毛」を有する同一犬舎作出個体最低 4 頭、最大 5 頭から構成され、「長直杖毛」を有する同一犬舎作出個体から構成される繁殖グループは最低 3 頭、最大 5 頭とする。

6.9. 評価

当指導要綱、第6条6項に於いて定義される「幼犬クラス」においては下記の評価を付与可能とする。

“vielversprechend”、「非常に有望」vv

犬種標準に完全に相当する、又は解剖学的な部分に於いて微小な欠点を有する個体に付与される。

“versprechend”、「有望」v

犬種標準に相当するが、明白に目視可能な解剖学的又は成長過程に起因する欠点を有する個体に付与される。

“weniger versprechend”、「より少ない有望性」wv

稟性面に於いて限定的な印象を与える又は繁殖不適切と見なされる欠点を有する個体に付与される。

これら評価は繁殖評価の意味合いで付与される評価ではない。

6.10. 繁殖評価

支部又は WUSV 繁殖展覧会に於いては下記繁殖評価を付与可能とする。

— “Vorzüglich”、V 評価

成犬クラスを対象とする厳しい審査基準に則り犬種標準に完全に一致する、自信素質と外部環境に動揺しない、発砲に怯まない、血統書に「股関節形成不全症検査結果所見が「正常」、「ほぼ正常」又は「許容範囲内」と認定され、「肘関節形成不全症検査結果所見が「正常」、「ほぼ正常」又は「許容範囲内」と認定され、3歳半以上の個体に関し認定合格犬である場合、付与可能とする（第一前臼歯が二本存在することは許容される）。

— “Sehr Gut”、SG 評価

「オープン」、「未成犬」及び「若犬クラス」に於ける最高評価とし、犬種標準に完全に相当する個体に付与される。「成犬クラス」に於いて「V 評価」付与条件を満たし、解剖学的な分野において微小な欠点を確認される個体に付与される。

解剖学的な欠点を有さない、犬種標準設定キ甲高の数値を上下1センチ以内の誤差が確認可能な個体。第一前臼歯一本欠歯又は門歯（切歯）一本欠

歯は許容される。

－ “Gut、G 評価

犬種標準に相当し、明白に確認可能な解剖学的な欠点を有する個体に付与される。「第一前臼歯 2 本」、又は「第一前臼」及び「門歯各 1 本」又は「第二前臼歯 1 本」又は「第三前臼歯 1 本」又は「門歯 2 本」又は「第二前臼歯と門歯各 1 本」又は「第二前臼歯と第一前臼歯各 1 本」又は「第二前臼歯 2 本」欠歯は許容される。

－ “Ausreichend、A 評価（可）

出陳行事当日発砲に怯む又は外部環境に明白に稟性面に於いて影響を受ける個体や、解剖学的構成と出陳状態が原因でのより高い繁殖評価が認められない個体に付与される。

－ “Ungenügend、U 評価（不足、不可）

発砲に怯む、稟性及び性格面に於いて限定的であり又は繁殖不適正と見なされる重大欠点を有する個体に付与される。規定キ甲高範囲を上下 1 センチ以上相違する個体。「U 評価」付与は「直仔登録禁止処置」を引き起こし、評価を付与した担当審査員自ら本部に対し処置実施申請を行う必要が有る。

6.11. 指導法（ハンドリング法）／禁止補助器具

立止時、各犬は基本的にハンドラーが補助行為を行うことなく「自然体」にて担当審査員に見せる必要が有る。

全 WUSV 行事に於いて電気ショック器具又は類似装備品の使用が禁止されている。

III. 国内ジューガー展

1. 全般事項

当指導要綱第 1 条 3 項に基づき年間一回の国内ジューガー展開催が望ましい。当展に於いては WUSV 公認審査員のみ審査担当可能とする。

2. “Vorzüglich Auslese、VA 評価

評価 VA は当指導要綱、第 1 条 3 項が定める前提条件を満たす国内繁殖展覧会

に於いてのみ付与可能とする。

“VA 評価、付与に当たり、“V 評価、獲得必須前提条件（当指導要綱、第 6 条 10 項にて定義）以外に更なる次の条件を満たす必要が有る。

“VA 評価群、の対象となる個体は TSB 評価が「際立って存在する “
ausgeprägt、(a)」を取得した認定合格犬である必要があるうえ、完全かつ申
し分のない歯列を有し、最低 IPO2 訓練資格を保有する犬のみとする。

認定及び訓練繁殖によって作出され、HD 及び ED 所見結果は「正常」又は「ほ
ぼ正常」であることを実証する必要が有る。

2020 年 1 月 1 日より、SV ブンデスジージャー展開催時に実施される TSB 評価
確認基準を満たす TSB 確認が行われた場合に限り “VA 評価、を付与するこ
とができる。

最終規則

当指導要綱は SV 繁殖規定にて集約された各種方針を基に設定されている。当指
導要綱により明白に定義されない疑問点解決には、SV 繁殖規定を参照すべきで
ある。WUSV 理事会は当指導要綱の実施規定を制定する権利を有する。これら
実施規定項目は指導要綱項目と同等の効力を有する。

当指導要綱違反又は違背行為は加盟団体又は団体の活動停止命令を引き起こす
場合がある。尚、制裁決断権は WUSV 理事会にある。

当指導要綱は 2019 年 1 月 1 日より有効とする。